

第7章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価について

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価***（いわゆる環境アセスメント）を実施することは、事業の実施が環境へ与える悪影響を事前に防止する上で極めて効果的な方法です。

府では、「京都府環境影響評価条例」を制定し、大規模開発事業に対する審査・指導を実施しています。

2 府環境影響評価条例の特徴

- ① 環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性により左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できないため、環境影響評価を実施する事業（第一種事業）に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業（第二種事業）を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の可否を判定する手続を設けてます。（スクリーニング）
- ② 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています。（スコーピング）
- ③ 対象事業については、その規模を環境影響評価法の1/2程度まで引き下げるとともに、林道、廃棄物焼却施設の整備等の事業を新たに加えています。
- ④ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地も対象項目にしています。
- ⑤ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施や工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています。（事後調査）

3 条例に基づく審査案件

条例に基づき、20年1月から（仮称）綾部総合工場の設置事業についての手続きが行われています。

表3-56 手続きの概要

事業名称	(仮称)綾部総合工場
事業種類	産業廃棄物焼却施設の新設 処理能力最大144t/日
事業予定地	綾部市十倉志茂町千原

第2節 監視測定の実強化

1 高浜原子力発電所に係る環境状況

京都府との府県境まで約4kmの地点にある福井県高浜町の関西電力(株)高浜発電所(以下「高浜原子力発電所」という。)では、4基の原子炉(出力合計339万2千kW)が運転されています。

府では、高浜原子力発電所の運転開始(49年11月)に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以後総合的な環境監視を行っています。

また、12年度には、環境放射線監視テレメータシステムの充実・整備をはじめ、**放射線***測定所の増設等の強化整備を行い、監視体制及び緊急時の即応体制を一層強化するとともに、表示板やインターネットを通じ測定データや情報等を府民へ提供する機能を強化しました。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜原子力発電所環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、20年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

①環境放射線監視結果

(1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

(ア) 空間放射線空気吸収線量率*

舞鶴市及び綾部市内の6ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の20年度における測定値は、23~116ナノ**グレイ***/時(nGy/時)であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩汲、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

20年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、16~66nGy/時であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

(イ) 空間放射線積算線量*

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、**TLD***による約3か月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。20年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.39~0.67ミリグレイ(mGy)であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

(ウ) 浮遊じん

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ**放射能***を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

(2) 環境試料の**核種***分析結果

人工放射性核種は、セシウム-137が検出された試料がありましたが、濃度は例年と同程度であり、また、コバルト-60等の他の核種は検出されませんでした。検出された人工放射性核種は、過去の核実験や旧ソ連の原子力発電所事故の影響と考えられ、高浜原子力発電所の影響は認められませんでした。

天然放射性核種は、ベリリウム-7及びカリウム-40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出~0.62**ベクレル***/L(Bq/L)、海水で不検出~2.8Bq/L、空气中湿分で0.68~2.3Bq/L-水の範囲でした。ストロンチウム-90濃度は、陸水、牛乳について1.9~22mBq/L、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出~740mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物については不検出~0.064Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。これらストロンチウム-90及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと

考えられます。

(3) 被ばく線量*の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」（原子力安全委員会、13年3月）に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、20年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト*/年（mSv/年）でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリングに関する指針」（原子力安全委員会、13年3月）の計算式により試算しました。この方法によると、20年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1 mSv/年を十分下回っていました。

② 温排水影響調査

本調査は高浜原子力発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

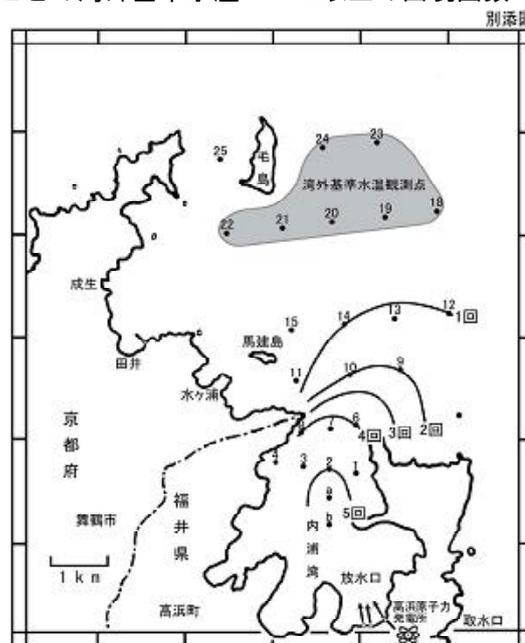
当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められていません。

なお、20年度の6回の調査のうち、20年10月、及び21年2月には湾口前面水温*と湾外基準水温**（脚注参照）との差が1℃以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。また、湾外での温排水は、北東ないし北北東に拡散していることが多くなっています。

（注）図中の数字は定点番号 * 湾口前面水温：定点9から11の水温の最高値

** 湾外基準水温：定点18から24の最高・最低を除く5点の水温の平均値

図3-27 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現回数



第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センターにおいては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-57 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	地域の生物相調査から行う環境影響評価手法に関する研究	地域の環境評価に役立てる手法を考察するため、これまで行ってきた身近な生き物調査を継続実施している。
	In vitroバイオアッセイを用いる河川及び大気の大気曝露モニタリングに関する基礎的研究	平成19年に引き続き、府内6河川水（全体では13都道府県80河川水）について、In vitroバイオアッセイによる各種内分泌かく乱作用の測定及び遺伝毒性の曝露モニタリングを行った。一般測定項目(TOC,T-N,T-P等)との比較を行い、アッセイデータの有効性が確認された。なお、京都府は大気試料採取は実施しなかった(10都道府県で夏季採取)。
	河川水の水温上昇に伴う水生生物の影響調査	河川の水温変化と水生生物種の変化の関連性について調査を実施。水温と水生生物種の関連を実証することは困難であると考えられたが、蓄積している水温以外の水質データも含め、変化の状況を継続して検討している。
	エアロゾル中の微量金属元素濃度比及び鉛同位体比を用いた長距離輸送現象の解析	国立環境研究所波照間ステーション(八重山諸島)で観測した粒径別エアロゾル濃度と光学的黒色炭素量を調べた。 中国大陸からの越境汚染が想定される場合には、微小粒子の質量濃度が通常期の濃度に比べて数倍の濃度となることが分かった。
	光化学オキシダント(Ox)と浮遊粒子状物質(SPM)等の汚染特性解明に関する研究	国立環境研究所が作成した集計解析プログラムを使用して、Ox、SPMの解析を行い、東海近畿グループで結果を比較したところ、以下の点が確認された。 ・Oxの年平均値は緩やかな増加傾向、SPM年平均値は緩やかな減少傾向。 ・Oxの季節変化は近年春季の上昇が大きく、夏季には上昇が見られない。 ・解析の結果、一部の局でOxの平均濃度が高いのは、一酸化窒素(NO)の濃度が低いことが原因と推定された。
	未測定地域における光化学オキシダント濃度の実態把握調査	大気常時監視測定局が設置されていない京丹後市、京丹波町、南山城村の3地点で光化学オキシダントを測定した。 常時監視測定局の測定データと比較したところ、 ・京丹後市では、相関係数が0.9を超える局はなかった。 ・京丹波町では、南丹局及び綾部局との相関が高かったが、1時間値の変化の傾向は綾部局や福知山局と類似していた。 ・南山城村では、精華局及び木津局との相関が高かった。
	大気中粒子状物質のフィルターサンプリングにおける誤差要因の機構解明	平成21年2月及び3月に自動粉じん計とフィルターパック法の併行運転により、24時間周期の観測を実施して、成分分析用の大気中粒子状物質を採取した。
	大気中粒子状物質の実態調査	粒径が2.5 μ m以下の微小粒子と、粒径が2.5~10 μ mの粗大粒子を分けて採取できる装置を製作するとともに、基礎的な観測条件の検討を行った。越境汚染の影響が反映されやすい2月以後、連続観測を行い、成分分析用の大気中粒子状物質を採取した。
	有害大気汚染物質モニタリングデータを用いた越境大気汚染と地域汚染の解析	平成19~20年度有害大気汚染物質モニタリング結果で、ベンゾ(a)ピレンや金属の高濃度が観測された場合について、その気塊がどこから来たのかを後方流跡線解析によって調べたところ、中国中部や中国南部を経由する例が多かった。
	地球温暖化がもたらす日本沿岸域の水質変化とその適応策に関する研究	「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（京都府発行）と国立環境研究所の環境数値データベースを用い、昭和56年度から平成18年度までの海域におけるデータを整理した。それを用い、水温の傾向を見たところ、経年的な水温の増減は見られず横ばい傾向であることが分かった。
	ニシツメガエルを用いた後期発生過程における化学物質の毒性試験に関する検討	カエルの変態は甲状腺ホルモンによって制御されている。そのため、化学物質の同ホルモン作用に対する影響をみるためのスクリーニング方法として、カエル変態アッセイが有効である。そこで、ツメガエルを用いた研究を行ったところ、発生段階、全長及び後肢長の3点が有効な指標であることが分かり、それにより、試験方法を確立することができた。

機関名	テーマ等	内 容
保健環境 研究所	絶滅危惧種ウミガメにおける重金属の蓄積状況	日本ウミガメ協議会の協力により、死亡漂着したウミガメの重金属の蓄積状況を調査するための検査方法を検討したところ、肝臓及び背甲の一部で測定できることが分かり、次いで、詳細な検査方法を決定できたことから、実態調査を進めている。
	有機フッ素化合物の環境汚染実態と排出源について	有機フッ素化合物は、撥水性と撥油性を併せ持ち、熱や薬品にも強い性質を持つことから、繊維の防水剤、調理器具のコーティング剤や消化剤など多用途に使用されてきた。そして、最近、それらが広く環境中や野生の生物に蓄積されてきていることが分かってきた。そこで、府内の主要河川である宇治川、桂川及び木津川で検査したが、高濃度で検出された地点はなかった。(測定は大阪市環境科学研究所で実施)
中小企業 技術セン ター	低融機能性無鉛フリットカラーの研究(Ⅳ)	絵画用絵具業界や全国の絵具ユーザーでは、絵具の環境汚染ガスによる変質、廃棄物の環境汚染等の問題で、耐ガス性が優れ低環境負荷材料である無鉛絵具指向が高まっている。当センターの絵画用絵具無鉛化研究においては、特許を取得した絵具用無鉛絵具製造技術確立のために応募した平成20年度のJST(独)科学技術振興機構)の地域ニーズ即応型研究事業に採択され、ロータリ圧縮成型機等を導入して研究し、連続高速圧縮成形法による絵画用無鉛絵具の製造方法を確立した。この方法は、従来の製法と比較して溶融塊(絵具の母体)用成形体が高速製造できる特徴があり、無鉛絵具の製品化に有効であった。
	新排水基準に適した亜鉛排水処理施設への改善と浮遊法の適用に関する研究(Ⅰ)(Ⅱ)	亜鉛の排水基準が2mg/Lに強化されたことに対する、関連事業所での現状とその対応状況を調査するとともに、更に、新たな処理法としてマイクロバブル浮遊選鉱法を提案した。現状の処理では、亜鉛微粒子の流出が基準超過の大きな一因になっており、その対策に試行錯誤の状態にあることが分かった。提案したマイクロバブル浮遊選鉱法が、放流水中の亜鉛微粒子の除去に効果を示し、新基準値に対応できる可能性が示唆されている。またアルカリ処理原水に対しても効果を示し、既存処理の代替えとしての可能性も示唆される。
織物・機 械金属振 興セン ター	絹蛋白の有効利用 開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白(セリシン・フィブリン)を有効利用する「絹蛋白の有効利用技術開発研究」を引き続き実施するとともに、セリシン・フィブリンの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。
農林セ ンター 農林水産 技術セン ター	土壌汚染防止対策 事業(対策地域調 査)	63年4月に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき地域指定された亀岡地域において、対策が完了していない地域内の土壌及び農作物等の状況を監視している。
	農薬残留調査	万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬の作物残留分析を実施している。調査結果は農薬の登録拡大や安全性の再評価に利用される。
	野生鳥獣被害に対 する効果的な防護 柵の設置・管理に 関する研究(ニホ ンジカ)	ニホンジカの被害対策として防護柵の設置が進められている。そこで、より一層、被害を減少させるため、ニホンジカの行動特性や防護柵の設置・管理状況、周辺環境の状況を調査・分析し、効果的な防護柵の設置・管理方法を明らかにする。
	ニホンジカによる スギ・ヒノキ成木 剥皮被害の実態解 明及び防除方法の 開発	近年問題となっているシカによる造林木の剥皮被害について発生状況を調査し、府内での季節的・形態的な被害発生状況を把握する。併せて、防除方法を検討する。
	ニホンジカの生息 動向把握のための 森林被害に関する 研究	シカによる森林植生被害が問題となっている。そのため、府内の広域的な森林植生の衰退状況の解析手法を確立し、シカの採食実態や分布状況の把握及び生息指標の定量化を行うとともに、モニタリングの実施体制と捕獲重点区域を含めた広域的な被害対策を提言する。
畜産セ ンター	畜産堆肥データ ベースを活用した 土づくりネット ワークの構築	府内で生産される畜産堆肥のデータの収集、成分分析を行い、化学肥料の代替として堆肥を利用することが可能となる体制を整備することにより、畜産堆肥の利用促進に結びつける研究を行っている。
	乳牛舎におけるふ ん尿分離装置の開 発	府内の中小規模の酪農家でも導入可能なふん尿分離装置を開発し、ふんの堆肥化に必要な副資材の必要量を減らすことにより、堆肥生産の安定化、堆肥品質の向上を図り、地域環境保全、公衆衛生環境に資する研究を行っている。
	クリプトスポリジ ウム等人獣共通感 染症病原微生物の 吸着除去試験	畜産事業所などの排水に含まれる病原性微生物の流出を防止するため、環境に影響が少なくかつ安価な吸着資材を用いた排水中の病原性微生物を殺菌、吸着し除去する技術の確立に向けた研究を行っている。
海洋セ ンター	海洋生物を用いた 阿蘇海の環境改善 技術の開発	富栄養化が進み、アオサの大量繁殖とその腐敗による悪臭発生などの環境悪化が問題となっている阿蘇海とその周辺では、現在、行政、業界、地域住民が一体となった環境改善活動の取組が進められている。そこで、アマモ(海藻)やホンダワラ類(海藻)等の海藻(草)類及びアサリ等二枚貝類の水質浄化機能に着目して、それらを用いた阿蘇海の環境改善技術の開発に取り組んでいる。

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 府土地利用基本計画

府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。また、計画書については、基本計画の基本となる国土利用計画の改定に合わせ21年8月に改定されました。

第5節 公害防止計画の推進

公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域については、環境基本法に基づき、公害防止計画を策定することとされています。

京都府における策定状況は、以下のとおりです。

1 京都地域公害防止計画の概要

①計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町及び久御山町の5市2町

②計画の期間

19年度から22年度の4年間

③計画の主要課題

(1) 自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。

(2) 河川の水質汚濁

大阪湾に流入する**COD***の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる**富栄養化***の防止を図る。

④計画の目標

環境基準の達成

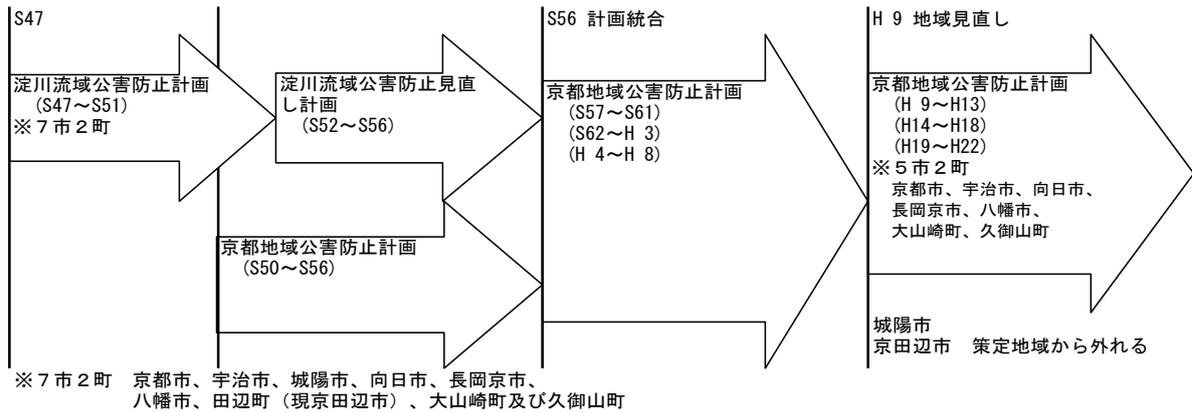
⑤講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、廃棄物処理施設の整備、下水道の整備等の施策を実施する。

また、交通対策や**低公害車***の導入等の施策も併せて実施する。

2 府における計画策定の経緯

図 3-28 計画策定の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

20年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表 3-58のとおり、2,001件（前年度比168件増）でした。

大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,198件（前年度比6件増加）、廃棄物投棄等**典型7公害**以外の苦情は803件（前年度比162件増）でした。

典型7公害では、大気汚染、悪臭及び騒音に関する苦情が多く、典型7公害苦情の80%を占めました。

典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情全体での61%を占め、その他の苦情として、動物の轢死体に対する苦情が増加しました。

公害苦情の種類別件数は図 3-29、発生源種類別苦情件数は図 3-30、地域別苦情件数は図 3-31及び公害苦情件数の経年変化は図 3-32のとおりです。

表 3-58 19年度及び20年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								小計	典型7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄				
20	310	217	1	317	20	1	332	1,198	803	[493]	2,001	
19	379	206	2	273	24	1	307	1,192	641	[513]	1,833	

図 3-29 公害苦情の種類別件数

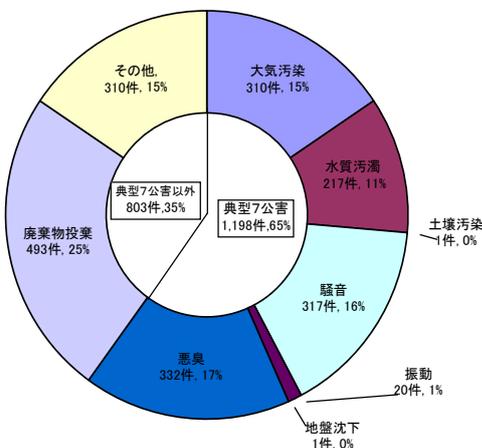


図 3-30 発生源種類別苦情件数

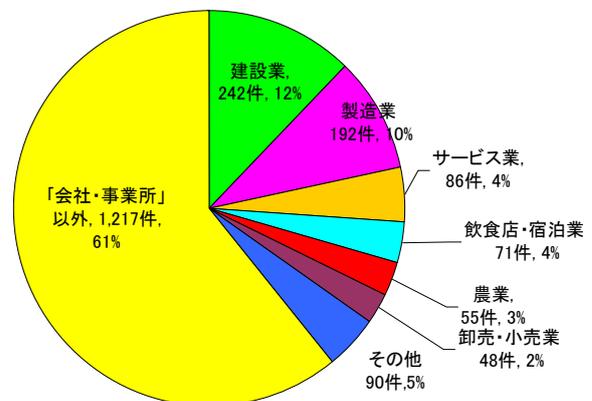
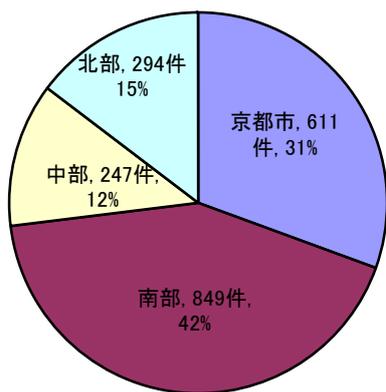
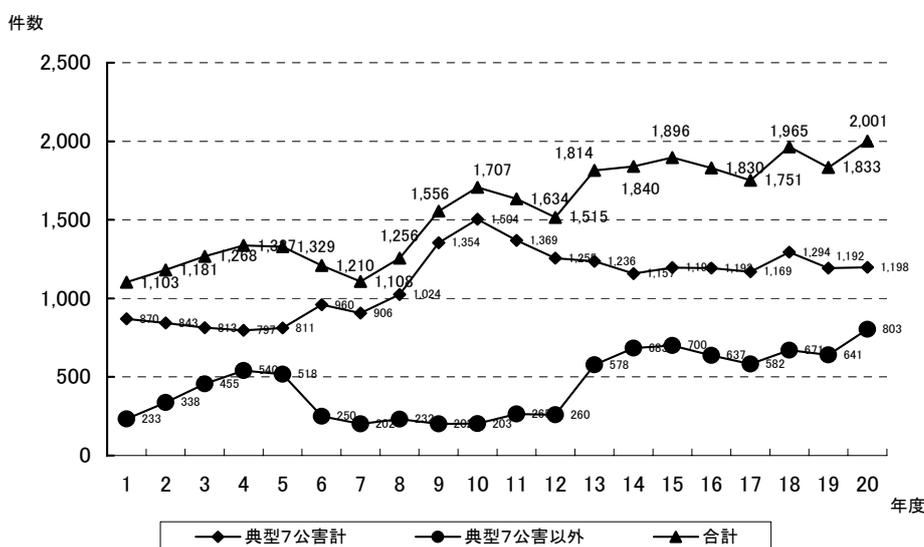


図 3-31 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市、京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図 3-32 公害苦情件数の経年変化



2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していくことがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手段により公害紛争を処理しています。

21年3月末までに受理した公害紛争事件は37件（調停26件、仲裁1件）で、処理状況は、調停成立15件（ただし、併合事件1件を含む。）、調停打ち切り12件（ただし、併合事件2件を含み、一部調停打ち切り一部申請取下げ1件を含む。）、調停申請取下げ4件（ただし、一部調停打ち切り一部申請取下げ1件を含む。）、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が33件、京都市以外が4件となっています。

第7節 規制的措施

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大半を占めています。

建設系産業廃棄物の処理を巡る事犯では、廃棄物の偽装や有価物抗弁で行政指導を無視して敢行するもの、摘発を免れるために休日や早朝・夜間に敢行するものなど手口が悪質・巧妙化しているほか、府県境を越えて運搬投棄される広域事犯も後を絶ちません。また、一般廃棄物の不法投棄や焼却禁止違反による検挙も年々増加しています。

20年中は、暴力団等が関与する事犯や行政指導を無視した悪質な事犯など積極的な取締りを推進し、300件367人を検挙しました。

このうち、廃棄物事犯の検挙状況は、276件（前年対比＋7件）、336人（前年対比＋9人）と過去最高となっており、特に一般廃棄物事犯が、自治体や住民からの通報、警察官による街頭活動の強化により、検挙が大幅に増加しました。

表3-59 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	16年		17年		18年		19年		20年	
	件数	人員								
廃棄物に係る事犯	179	201	166	222	184	233	269	327	276	336
大気汚染に係る事犯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質汚濁に係る事犯	-	-	1	2						
その他	18	23	5	6	17	14	14	13	24	31
合計	197	224	172	230	201	247	283	340	300	367

注) 暦年(1～12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立つて、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。